

廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入規制等について

国内処理の原則：第2条の2

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

輸 入

廃棄物の輸入の許可：第15条の4の5

○廃棄物の輸入には環境大臣の許可が必要
許可の基準

- ・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること
- ・申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物の国内において処分することにつき相当の理由があること

輸入廃棄物の区分：第2条第4項第2号

- ・輸入廃棄物は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする

輸入者の特例：第15条の4の6

- ・廃棄物を輸入した者は当該廃棄物の排出事業者とみなす
→第12条、第12条の2等の規定に基づき事業者として処理

輸 出

一般廃棄物の輸出の確認：第10条

産業廃棄物の輸出の確認：第15条の4の7

○廃棄物の輸出には環境大臣の確認が必要
確認の基準（①～③が必要。）

- ①以下のいずれかに該当すること
 - ・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正な国内処理が困難であること
 - ・輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
 - ・分析試験の用に供すること
- ②国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ③申請者が法的な処理責任を持った者
（一般廃棄物：市町村又は排出事業者、産業廃棄物：排出事業者又は、都道府県及び市町村）であること

報告の徴収：第18条第2項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、(略) 国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、(略) 国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

立入検査：第19条第2項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、(略) 国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、(略) 国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

※ 輸入廃棄物の処理については、国内発生産業廃棄物と同じく、処理基準に適合しない処理が行われた場合の**改善命令**、生活環境の保全上の支障の除去等を命ずる**措置命令**、さらには**罰則**の規定が適用される。